

甲8。令和2年10月20日に撮影とされたとする漆原真史 車両。つまり接触事故後 修理工場CarCreateHIROに架空修理入庫前の漆原真史車両である。損傷は明確には見えないが、訴訟代理人村山稔が自らデータ改ざんを行った甲9と同時に令和4年1月19日の一審期日で受領したもの。ドアには捏造損傷が見えるような気もするが、サイドステップには損傷は全く見えず甲7の替玉車両の損傷と整合していない。2審の違法な事実認定による判決結論では「甲7のサイドステップの傷は上告人車両の形態から生じえない。以前からの傷だろう」と単に賠償額から差し引くだけという重大な経験則違反を犯した。この甲8でサイドステップ損傷が詐欺そのものであることが明白に分かる。勿論全ての損傷が詐欺であり、それをここで指摘するのは2審判決の重大な法令違反をを明確に示すためである。



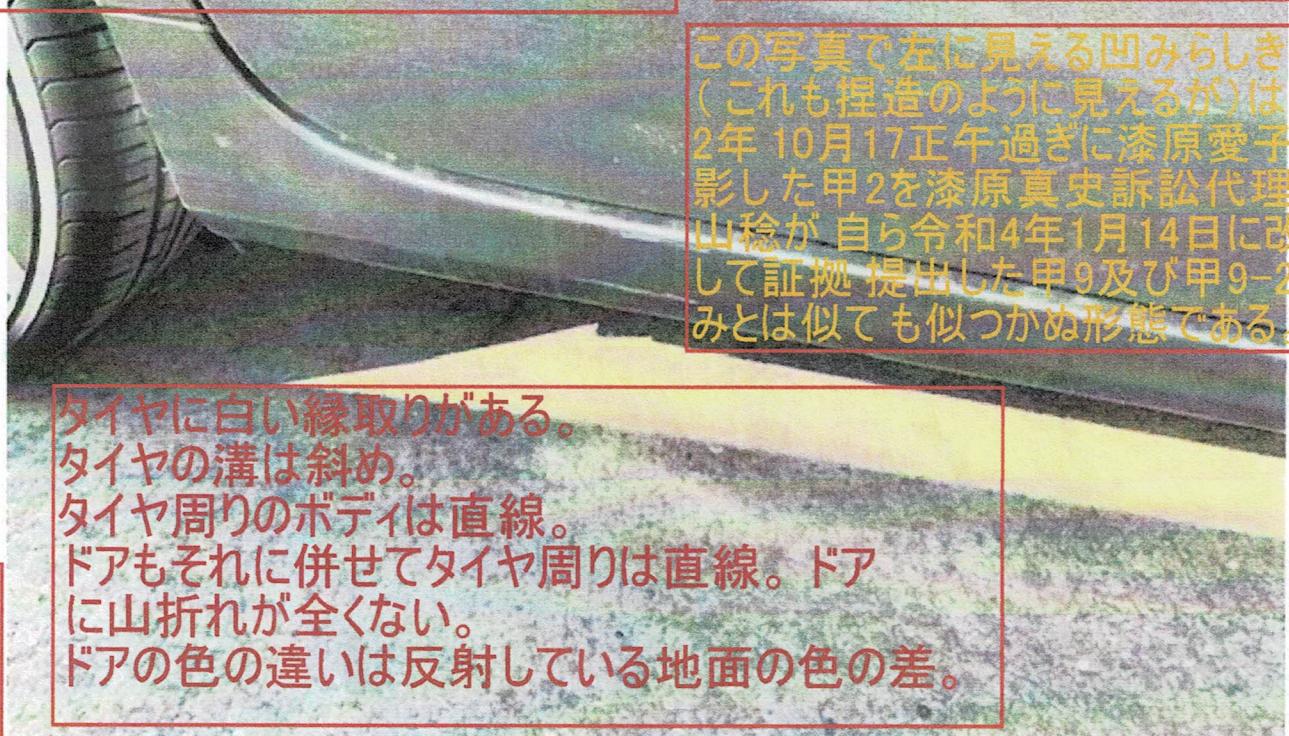
タイヤに白い縁取りはない。  
タイヤホイールから奥が見える。  
タイヤの溝は垂直。  
タイヤ周りのボディは曲線。  
ドアもタイヤ周りは曲線。  
ドアの山折れが鮮明に見える。  
サイドステップには傷がない。

この甲8の架空修理前の車両 および  
甲7の架空修理後の車両は  
漆原真史車両。  
しかし甲7の架空修理前の損傷車両  
つまり修理工場CarCreateHIROが三  
井ダイレクトへの保険金支払不正請  
求に使用した損傷車両は  
漆原真史車両ではない。  
上告人主張の「被上告人損害賠償  
請求は詐欺である」ことを甲7、甲8が  
明確に立証している。

甲7=丙1=乙1 CarCreateHIRO が三井ダイレクトに保険金支払不正請求のために使用した替玉損傷車両。

漆原真史車両の修理前として三井ダイレクトに送付されたもの。  
架空修理入庫日は令和2年11月2日とされている。塗装がかなりくたびれている。

別添甲8の令和2年10月20日(つまり架空修理前)撮影の車両はこの替玉車両ではなく漆原車両である。つまりこの2枚のCarCreateHIRO が三井ダイレクトに損傷写真として保険金支払不正請求に使用した損傷車両だけが漆原真史車両ではなく、この替玉車両である。



タイヤに白い縁取りがある。

タイヤの溝は斜め。

タイヤ周りのボディは直線。

ドアもそれに併せてタイヤ周りは直線。ドアに山折れが全くない。

ドアの色の違いは反射している地面の色の差。

甲7の修理前とされた替玉損傷車両



タイヤホイールから奥は見えない。

タイヤに白い縁取りがある。

タイヤの溝は斜め。

タイヤ周りのボディは直線。

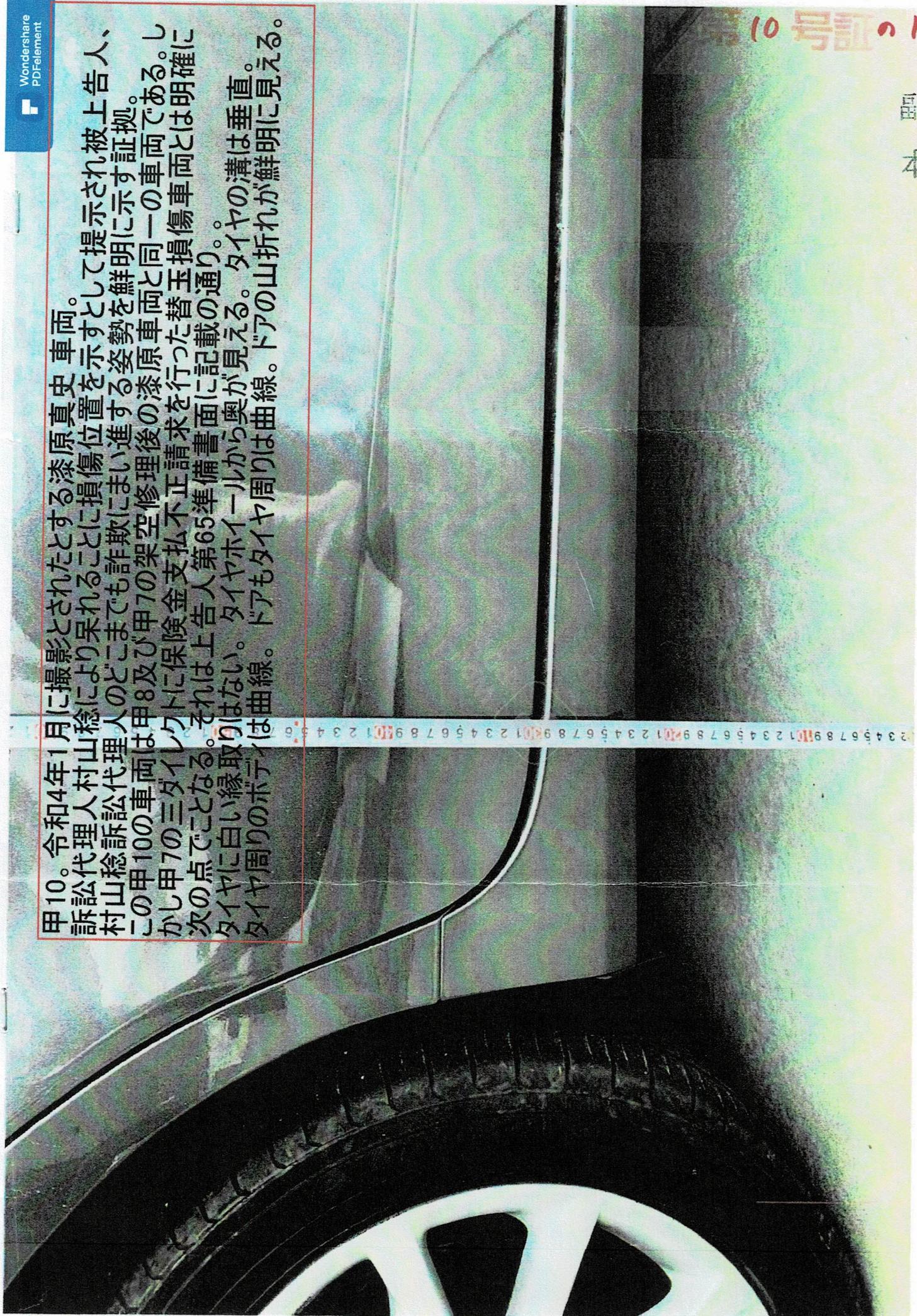
ドアもそれにあわせてタイヤ周りは直線。

ドアに山折れが全くない。

ドアの色の違いは反射している地面の色の差。

甲7=丙1=乙1の漆原真史車両。架空修理完了後として  
CarCreateHIROから三井ダイレクトに送付されたもの。





本訴 令和3年(ハ)第123号 損害賠償請求(交通)事件  
 反訴 令和4年(ハ)第5号 不当訴訟損害賠償請求事件  
 原告 (反訴被告) 漆原 真史



## 第65準備書面

令和4年3月22日

加古川簡易裁判所民事立会係 御中 ご担当: 谷口尚美 裁判所書記官

準備書面35を現時点のデータでアップデートした。損傷が写る写真の車両全てが漆原真史車両ではないことを示し本訴が不当訴訟であることを明立証する。

	本訴原告車両 本訴の対象外	損傷が写る車両 丙1-3、4が本訴の対象
立証証拠	触れた直後: 乙7、甲2、甲9 (甲9は2022年1月14日14時21秒に改竄されている。)  修理前:(10月20日)甲8 (データ確認が必要。甲9の捏造損傷とは整合しない。)  修理後(カークリエイト曰く修理後だが確認できない): 乙1、丙1、甲7 のそれぞれ1と2、甲10  2020年7月当時: 乙8	①(カークリエイト曰く)修理前: 乙1の3から6及び丙1=甲7の3と4 ②修理前: 甲4(反訴原告曰く1ないし2度目の入庫の際にカークリエイトヒロ業員が撮影) ①と②は別の車両 以下は ①、②それぞれの確認できる相違を記載
タイヤ	縁取りなし	①白い縁取りあり
タイヤ周りボディー	曲線	①直線
ホイール	奥が見える	①奥が見えない
ドア	曲線 山折れあり	①直線 ②表面 山折れなし 下左カーブ形態相違
サイドステップ	ドアからのはみ出し小	①ドアからのはみ出し大
光沢	光沢あり	①色やシミがあり経年劣化が激しい

以上